

**平成 29 年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業
有機エレクトロニクス研究成果事業化推進事業 公募要領**

1 目的

企業が山形大学との共同により、平成 21 年度から平成 25 年度まで山形県と山形大学が実施した「地域卓越研究者戦略的結集プログラム（以下「JST 事業」という。）」の成果を活かした実用的な製品や技術の研究開発を行う際に、その経費の一部に対して支援を行い、研究開発成果の早期の実用化・事業化を図る。

2 対象事業者

原則として、県内に本社のある企業（以下「県内企業」という。）。

ただし、次のいずれかの条件を満たす場合は、県外に本社を有する企業（以下「県外企業」という。）を県内企業とみなすものとする。

- ・ 県内に登記された事業所を有する県外企業が、当該事業所において本事業を実施する場合
- ・ 本事業の実施年度末までに、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター内又はその近隣地域に、新たに登記された事業所（研究所など）を開設し、社員 3 名以上を常勤（補助翌年度から少なくとも 5 年間は 3 名以上を常駐させること）させる場合

あわせて、次のア及びイに該当しない企業・団体とする。

ア 役員のうち次の 2 項のいずれかに該当する者がいること。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ・ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者（以下「準暴力団員」という。）

イ 直近 3 事業年度において国税及び地方税を滞納していること。

3 事業の要件、補助対象経費、補助率等について

①要件

次の要件すべてを満たすこと。

- ・ 山形大学との共同により、JST 事業の成果を活かした実用的な製品や技術を開発するプロジェクトであること。
- ・ 応募に際しては、あらかじめ、開発プロジェクトについて山形大学と協議すること。
- ・ 実施企業は、平成 34 年度末（2023 年 3 月末）までに本事業の成果の事業化により、県内での付加価値増加及び雇用増加に取り組むこと。

②補助対象経費

本事業に応募する企業が共同開発費として山形大学に納付した経費のうち、本事業に係る経費として山形大学が執行管理する次の経費。

- ・共同開発に要する材料費や消耗品費
- ・共同開発に要する光熱水費
- ・共同開発に要する設備や研究開発室の使用料
- ・共同開発に必要な不可欠な設備備品費
- ・共同開発に必要な不可欠な外注加工費（ただし、開発に要する経費の全部又は開発の根幹部分を外注することはできない。）
- ・共同開発に必要な不可欠な指導等受入費及び評価委託費（ただし、山形大学に属する研究者からの指導及び山形大学における評価試験等に要する経費を除く。）

③補助率 1 / 2

④補助上限額 1,500 千円

4 事業期間

交付決定後、速やかに事業に着手し、原則として、平成 28 年 2 月 29 日までに事業を完了すること。

5 応募手続について

(1) 公募期間

平成 29 年 5 月 25 日（木）から平成 29 年 6 月 30 日（金）

(2) 提出先

公益財団法人山形県産業技術振興機構

〒990-2473

山形県山形市松栄二丁目 2 番 1 号

(3) 提出物について

- ① 提出に際しては、本公募要領による以下の様式を使用すること。
様式 1、様式 1-1～1-4
- ② 採択に当たっての審査は、提出書類に基づく書面審査を基本とするが、必要に応じてヒアリング等を行う。
また、審査のため、必要に応じ追加説明資料の提出を依頼することがある。
- ③ 応募に係る一切の費用及びヒアリング審査に出席するための旅費等は応募者の負担とする。また、応募書類は返却しないので承諾の上、応募すること。
なお、応募書類や追加説明資料は、審査用に限定して使用するものとする。

6 審査のポイント等

(1) 審査内容

事業に定める要件を満たしていることは必須であるが、そのほか、以下のポイントから審査を行い、評価の高いものから採択案件を決定していく。

応募者は、その点を十分に踏まえ、応募書類を作成するよう留意すること。

- ・研究開発の成果が見込めるか
- ・事業計画の成果到達の期間
- ・成果の影響

(2) 審査結果の通知等

審査結果については、決定後速やかに内示する。なお、採択された案件については、各事業の計画名と事業者名を公表するものとする。

7 採択者の義務等

応募した事業が採択された場合、応募者は別途補助金の交付申請を行わなければならない。補助金の活用には、下記事項のほか、別途定める補助金交付要綱の規定を遵守する必要があるので留意すること。

8 その他

(1) 補助金の支払い

補助金は、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となるが、特に必要と認められる場合には、補助事業者の作成する支払計画書等に基づき、年度途中で概算払を行う場合がある。

(2) 事業期間外に支払行為が行われる経費の取扱い

補助金交付の対象となる経費は、支出行為が、交付決定日以降、補助事業完了日までに終了するものに限られる（交付決定日以前に発生した経費（発注を含む）及び3月末までに支払が完了しない経費は対象としない。）。

(3) 他制度との併用

本事業は、県が支援する他の制度（補助金、委託費等）と重複して本事業を活用することはできない（市町村や民間団体（県が補助や出資をしている団体を除く。）の制度との併用については妨げない。）。

(4) 事業の中核部分の外注等の禁止

本事業の採択を受けた者は、事業の大部分や中核をなす部分を、外注又は他の者に委託することはできないものとする。

(様式1)

平成 年 月 日

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結城 章夫 様

(応募者名)
住 所
企業等名
代表者の職・氏名

㊞

平成 29 年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業
公募申請書

標記の事業について、下記のとおり応募します。

記

- 1 事業の区分 有機エレクトロニクス研究成果事業化推進事業
- 2 事業の内容 別添事業計画書のとおり。
- 3 事業実施期間
事業開始(予定)年月日：平成 年 月 日
事業完了(予定)年月日：平成 年 月 日

4 事業に要する経費等

事業に要する経費	補助対象経費	補助希望額
円	円	千円

5 連絡担当者

所属部署	
所在地	
担当者の職・氏名	
電話/FAX 番号	
メールアドレス	

1 事業計画名 _____

2 事業の概要

(1) 目的

(2) 事業により目指す成果

※ 具体的な成果を記載すること。また、本事業を通じて開発される製品や技術が具体的にイメージできるようにすること。

(3) 実施項目とその内容

※ 製品等の開発に向けた実施項目を列記するとともに、実施項目間の関連性も説明すること。また、実施項目ごとに具体的な内容を記載すること。また、複数年にわたる計画の場合には、実施項目に実施年度も付記すること。

(4) 事業期間

事業開始(予定) 平成 年 月 日

事業完了(予定) 平成 年 月 日

3 実施体制等

(1) 実施体制と役割分担 (※山形大学を含めて記載すること)

(2) 本プロジェクトに関連する申請企業の実績やポテンシャルの説明

4 事業化計画

(1) 開発成果を活かして参入を目指す市場の規模や可能性

(2) 市場参入に向けた具体的な活動計画

(3) 事業化により本県産業の活性化に与える効果

※ いつまでに、どの程度向上させる計画か、具体的に数字で説明すること。

①付加価値額の向上への効果

②雇用創出への効果

③上記①及び②を達成するための具体的な方策

(添付書類)

①収支計画書 (様式1-2)

②応募者の概要書 (様式1-3)

- ③共同開発及び事業化の工程表（任意様式。但し、表中に年次ごとの付加価値の向上や雇用創出の目標値を具体的に明示すること。また、事業計画書との整合性に留意すること）
- ④経費等の積算根拠資料（任意様式。設備等を購入する場合は見積書を添付すること）
- ⑤事業所の開設に関する誓約書（様式1－4）（県外企業の場合のみ）

（記載に当たっての留意事項）

- ・ 本様式1－1については、A4版で作成し、可能な限り5ページ以内に収まるように調整すること。

(様式1-2)

収 支 計 画 書

1 収 入

(単位：円)

事業に要する経費	県補助金	その他収入	自己資金

2 支 出

(単位：円)

区 分	事業に要する経費	補 助 対 象 経 費	県補助金
山形大学に納付する 経費			
(1) 材料費・消耗品費等			
(2) 光熱費			
(3) 設備等使用料			
(4) 設備備品費			
(5) 外注加工費			
(6) 指導受入費			
(7) 評価等委託費			
(8) その他			

※ 上記経費の具体的な積算資料を添付すること（任意様式。設備等を購入する場合は見積書も添付すること）

(様式1-3)

応募者の概要書

1 企業名	
2 所在地	(本社) (県内事業所) ・ ・
3 代表者名	
4 設立日	年 月 日
5 資本金	円
6 従業者数	名
7 事業内容	① ② ③ ④ ⑤
8 その他	(1) 暴力団等に関係のないことの証明 当社(団体)の役員には暴力団員及び準暴力団員はおらず、 また暴力団の統制下にもありません。 (2) 国税及び地方税の滞納がないことの証明 当社(団体)は、直近3事業年度において国税及び地方税と も滞納しておりません。 本記載事項を証明します。(代表者名 印)

(様式1-4)

事業所の開設に関する誓約書

公益財団法人山形県産業技術振興機構
理事長 結城 章夫 様

住所
企業名
代表者名 ⑩

当社は、平成 年 月現在、山形県内に事業所（及び山形県有機エレクトロニクス総合支援事業（有機エレクトロニクス研究成果事業化推進事業）を所管する事業所）を設置していないが、今般提案した山形県有機エレクトロニクス総合支援事業（有機エレクトロニクス研究成果事業化推進事業）が採択され、補助事業が実施できることとなった場合には、公募要領の要件に従い、下記のとおり、山形県内に事業所を設置し、従業員3名以上を常勤させることをここに誓約する。

また、事業所の設置の要件をはじめ公募要領に定める要件を満たせなくなった場合には、社会通念上止むを得ないと認められる場合を除き、貴機構からの命令があった際には交付された補助金を返還する。

記

1 事業所の名称	
2 所在地	
3 開設等時期	(開設日) 年 月 日 (登記日) 年 月 日
4 常勤従業員数	人